

子ども・子育て支援金制度について

問 国民健康保険資格係
☎ 03-5662-0560

国は、子育て世帯を社会全体で支援する仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。
子育て支援の財源を全世代で分かち合い、少子化の改善を目指すことを目的としており、令和8年度からこれまでの保険料に加え、「子ども・子育て支援金」も合わせて納付いただくことになります。
この制度については、下記にお問い合わせください。

こども家庭庁 子ども・子育て支援金制度に関するコールセンター
☎ 0120-303-272 受付時間 9時～18時（日・祝日を除く）

保険料の納付方法について

問 収納係 ☎ 03-5662-0795

口座振替での納付 納付忘れを防ぐため口座振替をお願いします。

●Web口座振替受付サービス

区ホームページより口座振替の手続きができます。

●キャッシュカードによる手続き

区民課・各事務所の保険年金係の窓口で手続きができます。
専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力していただきます。
キャッシュカード登録対象金融機関は、区ホームページをご覧ください。

●口座振替依頼書（はがき）による手続き

同封の口座振替依頼書（はがき）にて手続きができます。 ※ 投函してから口座振替が開始されるまでに1～2か月かかります。

口座振替キャンペーン実施中（令和8年4月1日から） 口座振替を新規でお申し込みの方を対象にキャンペーンを実施しています。
対象の方にはチラシを同封していますのでご確認ください。

口座振替の方には年末に「お納めいただいた国民健康保険料額のお知らせ」をお送りします。

詳しくは国保のしおり
P.18をご覧ください



口座振替について
区のホームページはこちら

その他の納付方法

納付書による金融機関窓口やコンビニエンスストアでの納付、バーコード決済やクレジットカード決済による納付ができます。
詳細は区ホームページをご覧ください。

納付方法について
区のホームページは
こちら



倒産・解雇などで退職された方（非自発的失業者）の保険料軽減

問 国民健康保険資格係
☎ 03-5662-0560

雇用保険に加入していて倒産・解雇・雇止め等により離職された非自発的失業者の方は、保険料の負担が軽減されることがあります。対象者となる方の前年の給与所得を100分の30に軽減して保険料を計算します（軽減を受けるためには申請が必要です）。



非自発的失業の保険料軽減について
区のホームページはこちら

詳しくは国保のしおり
P.15をご覧ください

旧被扶養者の国民健康保険料減免制度

世帯主等が社会保険から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、社会保険において扶養されていた65歳以上の方が国民健康保険に加入した場合、申請により、所得割額を全額免除、均等割額を加入から2年間は1/2の額に軽減します。申請いただいた方は、同封の「国民健康保険決定通知書」右上部の「減免額⑩」に減免される金額が表示されます。

ほかの健康保険に加入したときにはご自身で国保をやめる届出が必要です。

※ 手続きを行わないと、保険料を二重に支払うことがあります。

●各種手続きはお近くの保険年金係へ

区役所区民課：☎ 03-5662-6823 〒132-8501 中央1-4-1 小岩事務所：☎ 03-3657-7876 〒133-0052 東小岩6-9-14
小松川事務所：☎ 03-3683-5185 〒132-0035 平井4-1-1 東部事務所：☎ 03-3679-1128 〒132-0014 東瑞江1-17-1
葛西事務所：☎ 03-3688-0438 〒134-0083 中葛西3-10-1 鹿骨事務所：☎ 03-3678-6116 〒133-0073 鹿骨1-54-2



ともに、生きる。

江戸川区

令和8年度

国民健康保険料のお知らせ

令和8年度 国民健康保険料が決定しました

問 国民健康保険資格係 ☎ 03-5662-0560
収納係 ☎ 03-5662-0795

国民健康保険料決定通知書と納付書を同封します。納付書は6月から翌年3月までの月ごと（10枚）と1年分の一括納付書の計11枚です（口座振替の方には納付書は同封していません）。

病気の予防と医療費抑制のために

問 健診係 ☎ 03-5662-0623
庶務係 ☎ 03-5662-0540

高齢化の進展や医療の高度化等により、年々一人当たり医療費は増加しています。保険料は年間に必要とされる医療費等をもとに決められるため、医療費を抑制することが重要となります。

国保健診を受けよう！

国保健診を受けた人と受けなかった人について、レセプトがある人の一人当たり医療費（入院＋外来）を比較すると、受けなかった人のほうが月平均約2.9万円高い状況です。健診を受けることは、病気の早期発見・早期治療へつながり、重症化を防ぎ、身体だけでなく医療費の負担も減らすことができます。

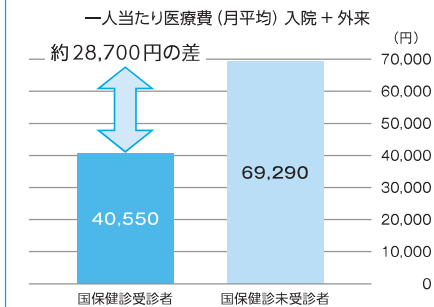
国保健診は無料で受けられる健診です。
40歳になったら、毎年国保健診へ行こう！



国保健診について
区のホームページは
こちら



令和6年度国保健診受診者と未受診者の医療費比較（江戸川区）



出典：KDB 帳票 医療費分析（健診有無別）令和6年度累計

がん検診も受けよう！

江戸川区のがん検診はすべて無料です。国保健診と合わせてがん検診も受診し、ご自身の健康を守りましょう。
がんは早期発見することで9割以上が治るといわれています。
早めの発見がとても重要です。元気な時こそ「がん検診」を受診しよう！



がん検診について
区のホームページは
こちら

年に1度は歯科健診 かかりつけ歯科医を持とう！

生涯おいしく食べ、楽しく笑顔で健康に暮らすために、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科受診してください。
詳しくは、お近くの歯医者さんへご相談ください。

※ 江戸川区では区民の方を対象に
成人歯科健診（20歳から70歳まで5歳ごとの節目）
口腔ケア健診（65歳以上1回）を
無料で実施しています。
対象の方は是非お受けください。



歯と口の健康

歯と口の健康づくりには、かかりつけ歯科医を持つことと毎日のセルフケアが大切です。



歯みがきのポイント・フロスの使い方



ハチマルニイマル
江戸川区8020応援キャラクター
リップパー

毎日のセルフケアに
デンタルフロスを
プラスするりん♪

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品の利用は、ご自身のお薬代が節約できるだけでなく、年々増加する医療費の節減にもつながります。希望の方は医師または薬剤師に相談しましょう。

決定通知書の見かた

令和8年5月31日時点の情報で通知を作成しています

決定通知書の見かたは2次元コードから
区ホームページでも確認いただけます。
(English and plain Japanese versions are
available.)

① 納付方法は3種類あります

1. 口座振替

「普通徴収分口座情報」に記載の口座から通常、年10回に分けて月末日に引き落とされます。月末日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日が引落日となります。

2. 年金からのお支払い

「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」に記載の年金からのお支払いです。

3. 納付書払い

通知書に同封の納付書でお支払ください。

2 軽減額

均等割額軽減額と産前産後免除額の合計です。

- ・世帯の人数と総所得金額によって、決められた割合で均等割額が減額されることがあります。減額をするには、国民健康保険に加入する16歳以上の家族全員の住民税申告が必要です。所得がない方も必ず申告してください。
- ・未就学児（小学校に入る前の2020年4月2日以降に生まれたお子さん）は全員、均等割額が1/2になります。
- ・子ども分の軽減額には、18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

お問い合わせの際は、「記号番号」または「問合番号」をお知らせください。

[illegible]

保険料の計算式 令和7年中の所得金額をもとに、下記のとおり計算しています。

年間保険料 (①+②+③+④) (世帯単位で計算・支払い)	所得割額 (所得金額に以下の率をかけて計算)	均等割額 (加入者数に以下の金額をかけて計算)
① 医療分 (国保財源の基礎) 最高限度額 67 万円	7.83%	48,900 円
② 支援分 (後期高齢者医療制度への支援金) 最高限度額 26 万円	2.84%	17,400 円
③ 介護分 (40～64歳の介護保険料) 最高限度額 17 万円	2.45% ※介護分は40～64歳の加入者のみに加算	17,400 円
④ 子ども分 (子ども、子育て支援金制度への支援金) 最高限度額 3 万円	0.27%	1,870 円 (18歳以上均等割額90円を含む)

● お問い合わせ先

保険料の計算方法について ➡ 国民健康保険資格係 ☎ 03-5662-0560

保険料のお支払いについて ➡ 収 納 係 ☎ 03-5662-0795

3 国民健康保険料個人別内訳

保険料は加入者ごとのお支払いはできません。

A 税申告状況

令和8年1月2日以降に転入された方、または税の申告が遅れた方は「所得不明」と記載されます。「変更通知書」が届くまでは、この通知の金額でお支払いください。税の申告をされていない方は、1月1日の住所地の役所に申告してください。

B 加入月

保険料がかかる月に次の表示をしています。

◎：特例対象被保険者（倒産や解雇などにより

退職した方)の保険料が割引される月

③ 算出合計額

決定保険料額と個人別内訳は一致しないことがあります。

今年度 40歳・65歳・75歳
になる方の保険料

詳しくは国保のしおりP.12～13をご覧ください

40歳になる方

40歳の誕生月（誕生日が1日の方はその前月）分から国民健康保険料に介護分が加算されます。

- ・4月2日～7月1日生まれの方
6月(1期)の納付額から介護分を含めて計算しています。
- ・7月2日～翌年4月1日生まれの方
誕生月(1日生まれの方はその前月)に介護分を追加した保険料を「変更通知書」でお知らせします。

65歳になる方

65歳になる年度の国民健康保険料は、誕生月（誕生日が1日の方はその前月）の前月分まで、介護分が加算されています。

誕生月からの介護保険料は介護保険課から別途通知します。

75歳になる方

令和8年度に75歳になる方の国民健康保険料は、誕生月の前月分までで算出しています。誕生月からは「後期高齢者医療制度」に変わります。「後期高齢者医療保険料」は4月1日～6月30日生まれの方は7月中に、7月1日以降生まれの方は誕生月の翌月に高齢者医療係から通知します。

★ **今年度の保険料** (加入者全員の保険料額)

普通徴収分の保険料 以下の条件すべてを満たす世帯が対象です

・世帯主を含む加入者全員が65歳以上

75歳未満
・世帯主の年金額が年額18万円以上

特別徴収分の保険料

(世帯主の年金から支払う金額)

・世帯主を含む加入者全員が65歳以上75歳未満

- ・世帯主の年金額が年額 18 万円以上
 - ・国民健康保険料と介護保険料の 1 回あたりの合計が世帯主の 1 回あたりの年金受給額の 2 分の 1 を超えない

Child and Childcare Support Contribution System

[Inquiry] National Health Insurance Qualification Section: Phone: 03-5662-0560

The Japanese government established the Child and Childcare Support Contribution System as a means for the whole society to support families raising children. The purpose of this system is to share financial support resources for childrearing among all generations and to help address the declining birthrate. Starting in fiscal 2026, residents will be required to pay the Child and Childcare Support Contribution in addition to the current health insurance premiums. For more information about this system, contact the center below.

Children and Families Agency Call Center for inquiries about the Child and Childcare Support Contribution System
Phone: 0120-303-272 / Hours of operation: 9:00 to 18:00 (excluding Sundays and holidays)

How to pay your insurance premiums

[Inquiry] Cashier: Phone: 03-5662-0795

Payment by account transfer

To avoid forgetting to pay, please complete the procedure to start paying by account transfer.

For more information, see page 18 of the National Health Insurance Guide.

●Online Service for Setting Up Payments by Account Transfer

You can complete the procedure for this service on the City's website.

●Using the Cash Card

You can complete the procedure at the counter of the Insurance and Pension Section of the Residents Division or each office. You will be asked to insert your cash card into the dedicated terminal and to enter your passcode.

Visit the City's website to see a list of financial institutions where you can register your cash card.

●By Account Transfer Request Form (postcard)

You can also complete the procedure using the enclosed Account Transfer Request Form (postcard).

*It will take one to two months from the time you post the form to the time the account transfer begins.

Account Transfer Promotional Campaign (from April 1, 2026)

A promotional campaign is now underway for those who apply for the account transfer for the first time. A flyer is enclosed for those eligible. Please check it out.

Citizens who pay by account transfer will receive, at the end of each year, a Notice of the Amount of National Health Insurance Premiums Paid.

Other payment methods

You can also pay with a payment slip at the counter of a financial institution or convenience store, or by barcode payment or credit card. For details visit the City's official website.

For detailed information on payment, scan the code and visit the City's website.



Reduction of insurance premiums for those who have left employment due to bankruptcy, dismissal, etc. (involuntarily unemployed persons)

[Inquiry] National Health Insurance Qualification Section: Phone: 03-5662-0560

If you are covered by unemployment insurance and leave your employment due to bankruptcy, dismissal, termination of temporary employment, etc. (involuntarily unemployed), you may be eligible for a reduction in the amount of premiums you pay. The eligible person's premiums are calculated after reducing the previous year's salary income to 30%. (An application is required to have your premiums reduced.)



For more information, see page 15 of the National Health Insurance Guide.

Scan the code to visit the City's website for information about the reduction of the premiums for the involuntarily unemployed.

National Health Insurance Premium Reduction/Exemption System for Former Dependents

If the head of the household is transferred from a social insurance to the Healthcare System for the Latter-Stage Elderly and, as a result, a family member aged 65 or older who was covered by the social insurance is required to join the National Health Insurance program, the income-based portion of the insurance premium will be fully exempted and the per-capita portion will be reduced to half for two years from the date of joining, upon application. For the person who has applied, the amount of the reduction/exemption will be shown in the Reduction/Exemption Amount (10) field in the upper right corner of the enclosed Notice of National Health Insurance Premiums.

If you join another health insurance scheme, you must follow the procedure for withdrawing from the National Health Insurance yourself.

* Failure to do so may mean having to pay double premiums.

● To begin each procedure, contact the Insurance and Pension Section in your area.

Residents Division at the City Office: Phone: 03-5662-6823, Address: 1-4-1, Chuo 132-0051
Komatsugawa Office: Phone: 03-3683-5185, Address: 4-1-1, Hirai 132-0035
Kasai Office: Phone: 03-3688-0438, Address: 3-10-1, Naka-Kasai 134-0083

Koiwa Office: Phone: 03-3657-7876, Address: 6-9-14, Higashi-Koiwa 133-0052
Eastern Office: Phone: 03-3679-1128, Address: 1-17-1, Higashi-Mizue 132-0014
Shishibone Office: Phone: 03-3678-6116, Address: 1-54-2, Shishibone 133-0073



Inclusive City
江戸川

Notice of National Health Insurance Premiums for Fiscal Year 2026

National Health Insurance Premiums for fiscal year 2026 have been determined.

[Inquiry] National Health Insurance Qualification Section: Phone: 03-5662-0560 Cashier: Phone: 03-5662-0795

The Notice of Determination of National Health Insurance Premiums and a set of Payment Forms are enclosed. The set consists of 11 sheets: 10 for monthly payments from June to March of the following year and one lump-sum payment sheet. (No Payment Form is enclosed for those paying by bank transfer.)

To prevent diseases and to control medical costs

[Inquiry] Health Checkup Section: Phone: 03-5662-0623 General Affairs Section: Phone: 03-5662-0540

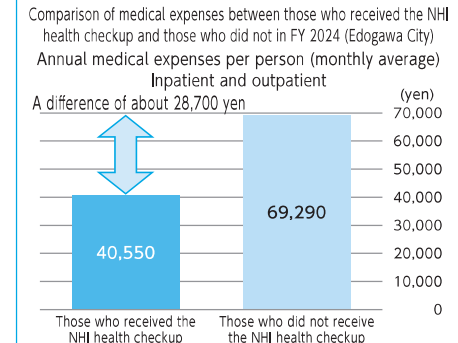
Because of the aging population and advances in medical care, medical costs per person are rising every year. Since insurance premiums are determined based on such factors as the total annual medical expenses of all residents enrolled in the National Health Insurance program within the city, it is important to control these costs.

Take the National Health Insurance (NHI) health checkup!

Comparing medical expenses (inpatient and outpatient) per person on the health insurance claims of those who received the NHI health checkup and those who did not, the average monthly expenses of the latter were about 29,000 yen higher than those of the former. A health checkup enables early detection and early treatment of diseases to prevent worsening of the diseases and to reduce medical expenses as well as the physical burden. An NHI health checkup is free of charge. Upon reaching the age of 40, have an NHI health checkup every year!



Scan the code to visit the City's website for information about the NHI health checkup.



Source: Analysis of Cumulative Medical Expenses in Fiscal 2024 (with/without health checkup) on the KDB Forms

Screen for cancer as well!

All cancer screenings in Edogawa City are provided free of charge. Screen for cancer and get the NHI health checkup to protect your health. More than 90% of cancers can be cured if detected early. Early detection is crucial. Screen for cancer when you are in good health.



Scan the code to visit the City's website for information about cancer screening.

Receive a dental checkup once a year. Have a family dentist!

To enjoy eating throughout life and to live a happy and healthy life, have a family dentist and visit regularly.

Check with your local dentist for details.

*Registered residents of Edogawa City are entitled to free adult dental checkups (every five years from age 20 to 70) and oral health checkups (once a year for age 65 and older). If you are eligible, be sure to get your dental and oral health checkup.



Dental and oral health

To maintain good dental and oral health, it is important to have a family dentist and perform daily self-care.



Tips for brushing and instructions on how to floss the teeth



Add flossing to your daily self-care routine >

Lipper, the character supporting the 8020 campaign (to keep 20 teeth until the age of 80) of Edogawa City

Use generic drugs.

Using generic drugs not only reduces the costs of your medications but also helps reduce the ever-increasing overall medical expenses. If you wish to use generic drugs, consult your doctor or pharmacist.

こども・子育て支援金制度が できました

質問は

国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)

国は「子ども・子育て支援金制度」を作りました。産まれる子どもを増やしたり、子どもを育てる家族を助けるためです。そのための「子ども・子育て支援金」を2026年4月から国民健康保険のお金と一緒に払ってもらいます。この制度について質問したいときは、ここ↓に電話してください。

こども家庭庁 子ども・子育て支援金制度コールセンター

Tel.0120-303-272 午前9時から午後6時まで (日曜日と 祝日は 閉まっています)

国民健康保険のお金の払い方

質問は

収納係 (Tel. 03-5662-0795)

口座振替で払う

口座振替だとお金を払うことを忘れないです。

詳しい説明は「国保のしおり」の18ページを読んでください

●Webで申し込み場合

江戸川区のWebサイトで口座振替の申し込みができます。

●銀行などのキャッシュカードで申し込み場合

江戸川区役所かあなたが住んでいる近くの事務所の保険年金係に行ってください。

専用の機械にキャッシュカードと暗証番号(PIN)を登録すると、申し込みができます。

キャッシュカードで申し込みができる銀行などは江戸川区のWebサイトに書いてあります。

●口座振替依頼書(はがき)で申し込み場合

一緒に入っている口座振替依頼書(はがき)を書いてポストに入れてください。

※ポストに入れてから口座振替が始まるまでに2か月ぐらいかかります。始まるまでは納付書で払ってください。



口座振替についての説明はここから江戸川区のWebサイトを見てください

2026年4月1日から口座振替キャンペーンをしています

初めて口座振替を申し込んだ人にキャンペーンをしています。キャンペーンの手紙と一緒に入っていた人は読んでください。

口座振替で健康保険のお金を払った人には区役所から12月の終わりに「お納めいただいた国民健康保険料額のお知らせ」を送ります。

口座振替ではない払い方

詳しい説明はここから江戸川区のWebサイトを見てください

●納付書を銀行やコンビニエンスストアに持って行って払う。

●納付書のバーコードを使ってスマートフォンのアプリ(PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行、d払いなど)で払う。

●クレジットカードで払う。



働いていた会社がなくなったり会社を辞めなければならない人は国民健康保険のお金が少し安くなります

質問は

国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)

働いていた会社がなくなったり自分には辞める理由がないのに会社を辞めなければならないとき雇用保険に入っていたら国民健康保険のお金が少し安くなる場合があります。(国民健康保険のお金を安くしたいときは申し込みが必要です)

仕事がなくなった人の国民健康保険のお金についての説明はここから江戸川区のWebサイトを見てください

詳しい説明は「国保のしおり」の15ページを読んでください

家族の国民健康保険のお金が安くなることがあります(あなたが会社などの健康保険に入っていて、あなたと同じ健康保険に入っていた家族)

あなたが会社などの健康保険から後期高齢者医療制度に変わると、あなたの家族も健康保険を変えなければなりません。65歳以上の家族が国民健康保険に入る場合、お金が安くなります。2年間だけ所得割額が0円、均等割額が半分の金額になります(所得割額と均等割額の説明は2ページを見てください)。

家族の国民健康保険のお金を安くしたい人は申し込みが必要です。

申し込ませた人は、「国民健康保険料決定通知書」を見てください。右の上のほうの「減免額⑩」に安くなる金額が書いてあります。

あなたが他の健康保険に入ったときはあなたは「国民健康保険をやめます」と保険年金係に連絡をしなければなりません。

※連絡をしなかったらあなたは両方の健康保険にお金を払うことがあります。

●国民健康保険のことは江戸川区役所かあなたが住んでいる近くの事務所の保険年金係に聞いてください

区役所 区民課：Tel.03-5662-6823 (住所)〒132-8501 中央1-4-1 小岩 事務所：Tel.03-3657-7876 (住所)〒133-0052 東小岩6-9-14

小松川 事務所：Tel.03-3683-5185 (住所)〒132-0035 平井4-1-1 東部 事務所：Tel.03-3679-1128 (住所)〒132-0014 東瑞江1-17-1

葛西 事務所：Tel.03-3688-0438 (住所)〒134-0083 中葛西3-10-1 鹿骨 事務所：Tel.03-3678-6116 (住所)〒133-0073 鹿骨1-54-2

ともに、生きる。

江戸川区

令和8年度 国民健康保険のお金についての連絡

あなたが今年国民健康保険に払う金額が決まりました

質問は

国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)

収納係 (Tel. 03-5662-0795)

国民健康保険料決定通知書と納付書<=国民健康保険のお金を払うための紙>がここに入っています(銀行や郵便局の口座からお金を払う人は納付書は入っていません)。納付書は全部で11枚です。

- 1枚：1年間の全部の国民健康保険のお金を1回で払う場合の納付書
- (この納付書で6月に1年間の全部の国民健康保険のお金を払ったら他の10枚の納付書は使いません)
- 10枚：今年の6月から来年の3月まで毎月国民健康保険のお金を払う場合の納付書

病気になるようにするためそして医療費<=病院や薬に払うお金>を少なくするために大切なこと

質問は

健診係 (Tel. 03-5662-0623)

庶務係 (Tel.03-5662-0540)

毎年一人の人が使う医療費が増えています。お年寄りが増えたり病気を治す技術が高くなったりしているからです。みんなの医療費が増えると国民健康保険のお金も高くなります。ですから医療費を少なくすることが大切です。

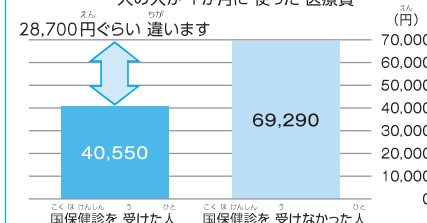
国保健診を受けてください!

国保健診は国民健康保険に入っている40歳から74歳までの人が受けることができます。お金はかかりません。

国保健診を受けた人の医療費は受けなかった人より29,000円ぐらいいやい(1か月の金額)です。国保健診を受けると病気を早く見つけて早く治すことができます。健康にもいいし医療費も少なくすることが出来ます。

40歳になったら毎年国保健診を受けてください!





2024年4月から2025年3月に国保健診を受けた人と受けなかった人の医療費を比べました(江戸川区) 一人の人が1か月に使った医療費 (円)

医療費 (円)	国保健診を受けた人	国保健診を受けなかった人
70,000		
60,000		
50,000		
40,000		
30,000		
20,000		
10,000		
0		
	40,550	69,290

KDB概要「医療費分析(健診有無別)令和6年度累計」に書いてあります

がん検診も受けてください!

江戸川区ではがん検診を無料で受けることができます。

早くがんを見つけたら90%の人は治ります。早くがんを見つけることが一番大切です。

元気な人も健康のためにがん検診を受けてください。

1年に1回は歯科健診を受けてくださいかかりつけ歯科医を決めたほうがいいです。



がん検診についての説明はここから江戸川区のWebサイトを見てください

かかりつけ歯科医で毎年(半年に1回でもいい)歯科健診を受けてください。ずっとおいしく食事をしたり楽しく笑顔で健康に生活するためです。

詳しいことは近所の歯医者に相談してください。

※江戸川区に住んでいる人は次の健診を受けることができます。

お金がかからないので是非健診を受けてください。

●成人歯科健診(20歳から70歳までの間、5年に1回受けることができます。20歳、25歳、30歳...65歳、70歳のときです)

●口腔ケア健診(65歳以上の人は1年に1回受けることができます)

歯と口の健康についての説明はここからWebサイトを見てください



歯と口の健康のためにかかりつけ歯科医に行くことと毎日自分でお口のなかをきれいにすることが大切です。

正しい歯みがきとデンタルフロスの使用方はここからWebサイトを見てください

江戸川区 8020 応援キャラクター リッパー

ジェネリック医薬品を使ってください

ジェネリック医薬品を使うとあなたの薬のお金が安くなります。そして毎年増えている医療費を少なくすることも出来ます。ジェネリック医薬品を使いたい人は医者か薬剤師に相談してください。



江戸川区 令和8年度 国民健康保険料のお知らせ 用語集

1 ページ

国保健診

体のどこかに病気がないかを病院で調べます。
40歳以上の国民健康保険に入っている人は、1年に1回無料で受けることができます。

がん検診

体の中にがん(Cancer)ができていないかを調べます。
がんは早く見つければ治る事が多い病気です。
体の調子が良くてもがん検診を受けてください。

歯科健診

歯や口が健康かどうか調べます。
歯や口のことを相談できます。

かかりつけ歯科医

いつも行く歯医者のことです。
歯を治します。歯をきれいにします。歯を健康にします。

ジェネリック医薬品

元からある薬と同じくらい効く新しい薬です。
元からある薬より安く買うことができます。

2 ページ

後期高齢者医療制度

いま、日本に住んでいる人は、医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合など)の1つに必ず入らなければなりません。
75歳になると、74歳まで入っていた医療保険から後期高齢者医療制度に変わります。
変わるときの申し込みはありません。

3 ページ

マイナポータル

インターネットでいろいろな手続きができる国(日本)のサービスです。
マイナンバーを使ってあなたの情報(住民票、国民年金、健康保険、税金などについて)を見ることがもできます。
全部のサービスを使いたい人はマイナンバーカードが必要です。

雇用保険

働くことができなくなったり、仕事を辞めたりした場合などに使う保険です。
少しの間、あなたにお金をくれたり、あなたが仕事を探するとき手伝ってくれたりします。
雇用保険は、働いている人はみんな入ります。
でも、働く日や時間が短い社員や、アルバイトなどは、雇用保険に入らないこともあります。